

告示

埼玉県告示第千四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 高辻歯科医院	所在地	一 草加市清門町一六〇―	一 九 草加市清門二―二二

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所所在地		
加川 真載	施術所名称	ス	在宅マッサージ ピース	訪問マッサージ フアースト
富永 裕樹	施術所名称	三二	草加市瀬崎二―三六―	一〇 草加市青柳三―二五
		戸田とみなが接骨院	戸田スポーツ接骨院	